

石綿障害予防規則の改正のポイント

埼玉労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

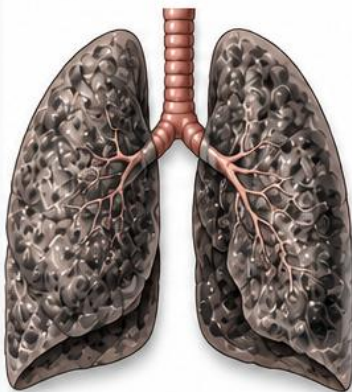
本日の説明内容

1. 改正の背景
2. 改正の経緯
3. おさらい
4. まとめ

石綿による主な健康被害

石綿を吸入すると、長期間の潜伏期間を経て、肺や胸膜に深刻な病気を引き起こします。

石綿肺（じん肺）



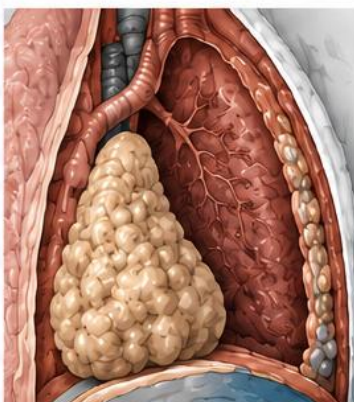
石綿の吸入により肺の組織が繊維化し、呼吸機能が低下します。進行すると、息切れや咳などの症状が現れ、日常生活にも大きな支障をきたします。

肺がん



石綿ばく露は、肺がんの大きな原因の一つです。喫煙との相乗効果により、リスクがさらに高まります。

悪性中皮腫 （胸膜・腹膜など）



胸膜や腹膜に発生する、非常に悪性度の高いがんです。進行が早く、治療が困難で、予後が不良です。

胸膜プラーク （石灰化病変）



石綿ばく露によって胸膜にできる石灰化した肥厚（瘢痕）です。通常、呼吸機能への影響はありませんが、石綿ばく露の有無を示す所見であり、将来、石綿関連疾患を発症するリスクの指標となります。

**一度吸った石綿は
体の中に残り続けます。**

石綿による病気は、長期間の潜伏期間を経て発症するため、過去に石綿を扱った作業に従事したことがある方は、定期的な健康診断や専門医の受診が重要です。



**石綿は見えなくても、
危険は続いています。**

**正しい知識と対策で、
あなたと大切な人の命を
守りましょう。**

※石綿（アスベスト）は、現在は製造・使用等が原則禁止されていますが、過去の建材や製品に残っている可能性があります。

改正の背景

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するために



老朽建築物
解体の増加

飛散事故
防止

事前調査
精度向上



改正の経緯

石綿対策制度改正の全体像



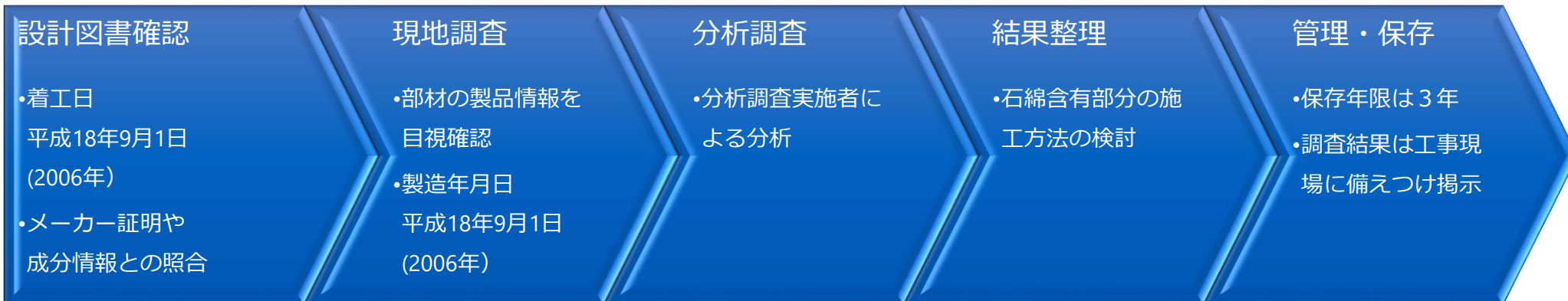
石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
7月	10月	4月	2021年	4月	2022年	4月	10月	4月	2024年
改正石綿則・安衛則の公布	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和3年4月施行							
	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行		
							周知・令和8年1月施行		
	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和3年4月施行							
	周知、電子報告システムの開発				令和4年4月施行				
	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和2年10月施行							
	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和2年10月施行							
	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和3年4月施行							
	周知	令和3年4月施行							
							周知	令和6年4月施行	
						周知	令和6年5月施行		

改正石綿則・安衛則の公布

改正の経緯

石綿事前調査の流れ



工事開始前の石綿の有無の調査（方法の明確化）



改正の経緯

レベル1・2の除去工事に対する規制

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

鉄骨耐火被覆材



配管エルボ



改正の経緯

レベル3の除去工事に対する規制

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

改正の経緯

レベル3の除去工事に対する規制

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

- ◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない
- ◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

改正の経緯

事前調査結果報告制度



◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等[※]であっても、事前調査結果の報告が必要！

※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

改正の経緯

有資格者による調査

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年**10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



改正の経緯

記録保存義務

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要



改正の経緯

記録保存義務

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置



改正の経緯

発注者責任

建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	◆ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、 <u>石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供</u> する等の配慮をすること ◆ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、 <u>写真の撮影を許可する</u> 等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	◆ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、 <u>石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮</u> すること
特定粉じん排出等作業の届出	◆ <u>吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている</u> 建築物等の解体等作業を伴う工事については <u>発注者が作業実施届出書を提出</u> すること



<石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例>

- 書面調査
- 現地調査
- 裏面確認調査
- 分析調査
- 総合調査報告書
- 諸経費（交通費他）

改正の経緯

除じん性能付き電動工具など

参考

◆ 文献調査結果のポイント

- 石綿ではないが、石綿に近い状態であるRCF（リフラクトリーセラミックファイバー）において、繊維状粒子であっても、排気による濃度低減がある。
- 排気装置から漏れる問題の指摘はあるものの、粉じん濃度の低減が報告されており、作業によっては90%以上の低減率がある場合もある。
- 色々な硬さの材料であっても、粉じん濃度の低減が報告され、石綿含有物の加工作業時であっても、工具の排気（除じん）機能は有効であると推定される。
- これらの文献からは、工具の手入れや修理などによる粉じんの2次汚染についての評価は見られなかった。

省令改正案のポイント

1. 石綿等の切断等の作業等（2の作業を除く。）において義務付けられる湿潤化の措置を、石綿等を湿潤な状態のものとすること、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とする。
2. 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業において義務付けられる常時湿潤化の措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とする。

改正の経緯

有資格者による調査

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備 ※2 |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備 ※3 |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備 ※1 | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備 ※4 |

いいえ

- ※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

はい

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突 ※5
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い ※6
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい

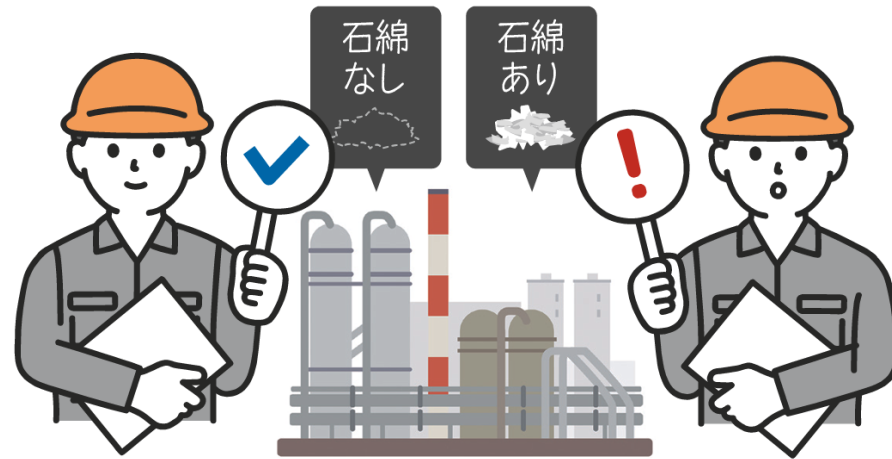
いいえ

工作物石綿事前
調査資格が
必要

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっていても、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

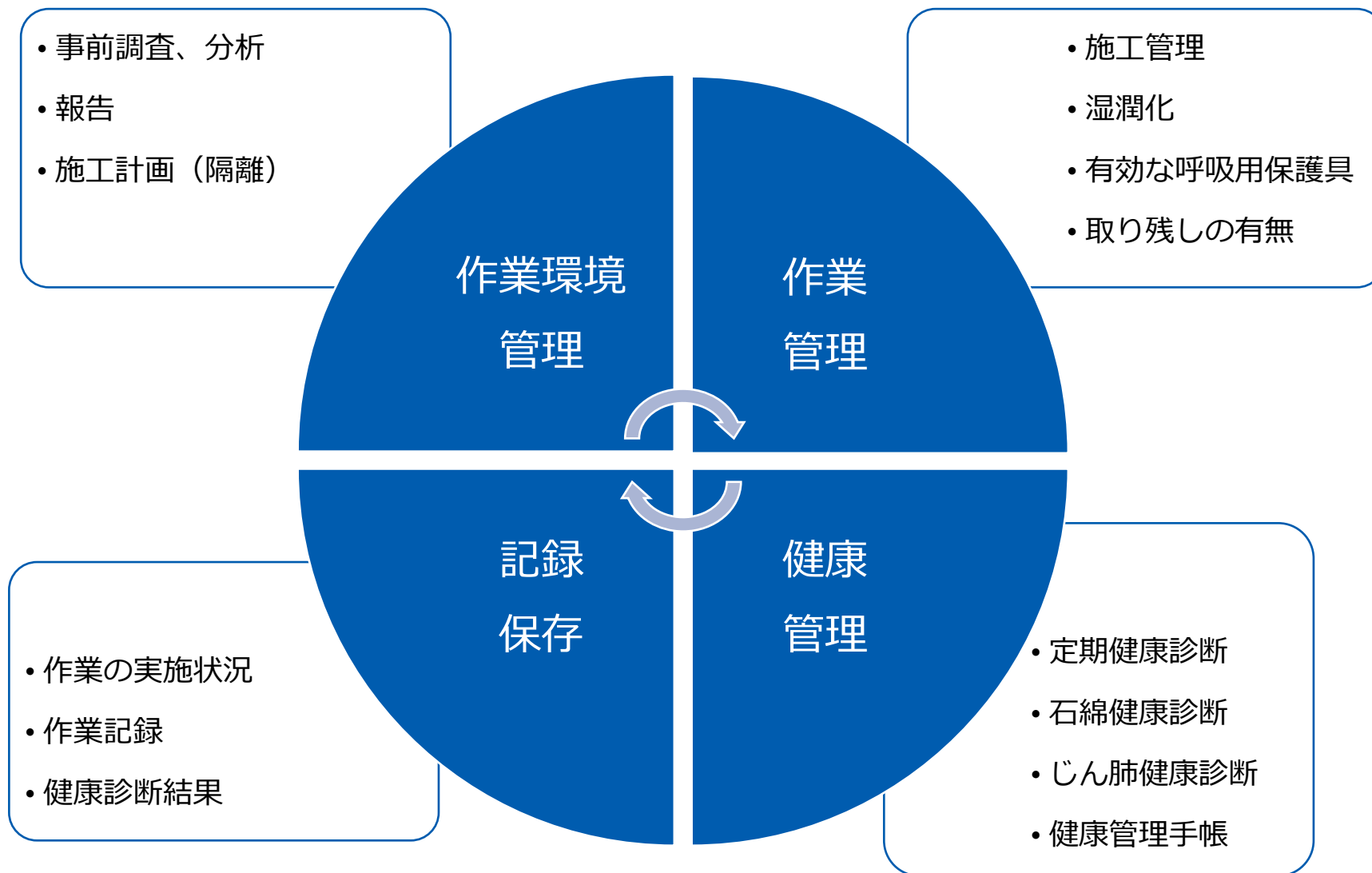
・ 工作物石綿事前調査者
・ 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
のいずれかの資格が **必要**

工作物石綿事前
調査資格は
不要



おさらい

徹底していただきたいこと



まとめ

- 着手予定の工事は、皆さんの健康を害する可能性がある石綿が含まれているのか、有資格者による事前調査で見える化して必要な対策を検討しましょう。
- 石綿が含有した改修、解体工事の場合には、石綿の飛散、ばく露を防止するための施工方法（保護具の選定）を十分に検討して施工計画をたて、計画どおりに施工されているか、その経過をしっかりと記録に残しましょう。
- 工事が完了する際には、石綿の取り残しがないか、しっかりと確認しましょう。
- 事前調査の結果、工事の経過を写真として保存（3年）するとともに、労働者毎に作業記録、事前調査結果の概要等を保存（40年）しましょう。
- 1年以内毎に1回、定期健康診断を実施するとともに、6月以内毎に1回、定期的に石綿に関する特殊健康診断を実施し、管理区分に応じて1年乃至3年以内毎に1回定期的にじん肺健康診断を実施しましょう。
（特殊健康診断の結果及びじん肺健康診断の実施状況は労働基準監督署に報告義務があります）
- 新たに常時、石綿を取り扱う業務に従事することになる労働者に対しては就業時健康診断（石綿、じん肺）を実施するとともに、配置転換後も労働者が離職するまでの間は6月以内毎に1回、定期的に石綿健康診断を実施しましょう。
- 退職する労働者に対しては、健康管理手帳の交付に向けた必要な証明、支援をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

今日1日を安全に、健康に作業するためにはどうすればいいか。
職場で実践した「今日」を継続し、皆様が無災害で活躍し続けられることを祈念しております。

